

10 外国人技能実習 監督指導を行った事業場の7割超が労働基準関係法令に違反

厚生労働省は8月8日、外国人技能実習生が在籍している事業場（実習実施者）に対し、平成30（2018）年に全国の労働基準監督署等が行った監督指導や送検等の状況をとりまとめ、公表した。それによると、監督指導を行った7,334事業場のうち、労働基準関係の法令違反が認められた割合は70.4%。主な違反事項としては、「労働時間」（23.3%）が最も多く、これに、使用する機械に対して講ずべき措置などの「安全基準」（22.8%）や「割増賃金の支払」（14.8%）等が続いた。

主な違反事項は「労働時間」が最多

「外国人技能実習制度」は、外国人が企業等での実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的とするもの。だが、実習実施者では、労使協定を超えた残業や割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施など、労働基準関係法令に違反する事例が見られてきた。こうしたなか、全国の労働局や労働基準監督署では、外国人技能実習生が在籍する事業場に監督指導を行うことで、適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいる。

取組結果の集約によると、全国の労働基準監督機関では2018年に、実習実施者に対して前年より1,368件多い7,334件の監督指導を行い、同934件増加の5,160件で、労働基準関係法令違反が認められたという。監督指導の実施事業場数が増加しているため、違反事業場数も右肩上がりでも推移しているが、違反率で見ると70.4%と前年を0.4%下回っている。

主な違反事項（違反が複数ある場合は各々計上）は、多かった順に、①労働時間（労働基準法第32条）が1,711件（23.3%）、②安全基準（労働安全衛生法第20～25条）が1,670件（22.8%）、③割増賃金の支払（労働基準法第37条）が1,083件（14.8%）、④就業規則（労働基準法第89条）が596件（8.1%）、⑤衛生基準（労働安全衛生法第20～25条）が556件（7.6%）等となった。

違反率高い「食料品製造」や「建設」

技能実習生の受入人数が多い5職種で見ると、違反率トップは「食料品製造」の73.6%。次いで、「建設」（71.9%）、「機械・金属」（68.4%）、「農業」（67.4%）、「繊維・衣服」（64.2%）の順となっている。主な違反事項としては、「食料品製造」や「建設」「農業」では「安全基準」「機械・金属」は「労働時間」、「繊維・衣服」は「割増賃金の支払」が、それぞれ最多である。

監督指導事例を見ると、「技能実習生が夜遅くまで働いている」との匿名情報を端緒に21時以降、縫製業の事業場へ立入調査を行ったところ、実際に技能実習生が働いており、記録でも直近6カ月間に、在籍する技能実習生全員（4人）に恒常的に、月80時間を超える時間外・休日労働（最長者は月105時間）を行わせ、休日が1日しか無い月があるなど、36協定の締結・届出がないまま違法な時間外・休日労働を続けていた実態が明らかになった。また、割増賃金は1時間500円の単価で支払われ、賃金台帳には労働日数、時間外・休日労働時間数とも過少に記載するなどしていた。そこで、労働基

準法第32条（労働時間）・第35条（休日）、第37条（割増賃金の支払）、第108条（賃金台帳）、第109条（記録の保存）の一連の違反等で是正勧告を実施。結果として、長時間労働を前提としない生産計画への転換が図られ、技能実習生全員に割増賃金の不足総額約120万円が支払われたという。

19件が重大・悪質な違反で送検

こうしたなか、技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められたとして、労働基準監督機関が送検した事案は、前年より15件減少の19件となった。送検事例を見ると、技能実習生から、縫製業の事業場で（1）半年以上、残業代を含めた賃金がまったく支払われていない、（2）月180時間を超える時間外労働を行っているとの申告がなされたことを端緒に捜査に着手。その結果、技能実習生全員（6人）に（1）総額約1,000万円の賃金を所定支払日に支払っておらず、（2）36協定を締結・届出することなく10カ月間、平均で月178時間に及ぶ違法な時間外・休日労働を行わせていた事実が判明した。そこで、最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）や労働基準法第37条、及び第32条・第35条違反による送検が行われた。

なお、技能実習生から労働基準監督機関に、労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は、前年を14件上回る103件だった。主な申告内容は、多かった順に、①賃金・割増賃金の不払（96件）、②約定賃金額が最低賃金額未満（26件）、③解雇手続の不備（15件）等となっている。（調査部）